

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

和歌山県知事 殿

提出者

住 所 和歌山県岩出市中迫665

氏 名 社会福祉法人和歌山つくし会 和
歌山つくし医療・福祉センター

電話番号 0736-62-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社会福祉法人和歌山つくし会 和歌山つくし医療・福祉センター
事業場の所在地	和歌山県岩出市中迫665
計画期間	2024/04/01~2025/03/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	85
②事業の規模	許可床数 136床
③従業員数	256名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者(和歌山つくし医療・福祉センター) ↓ 収集運搬業者： [感染性廃棄物・引火性廃油] (株)クリーンサービス近畿 ↓ 中間処理業者： [感染性廃棄物・引火性廃油] (株)京都環境保全公社 ↓ 最終処分場： [感染性廃棄物・引火性廃油] (株)京都環境保全公社

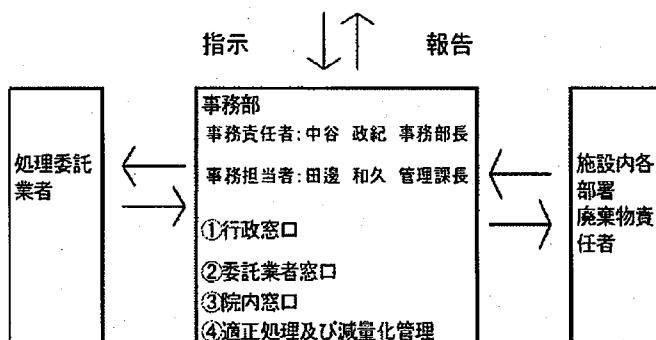
(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物管理責任者:	鈴木 啓之 院長
特別管理産業廃棄物副管理責任者:	中前 鹿奈 療育部長



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和五年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排 出 量	168.208 t	0.100 t
(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化を図った。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排 出 量	120.000 t	0.100 t
(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別強化の継続。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を継続して実施いたします。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（五 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（五 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（五年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（五年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画		(今後実施する予定の取組)		
		【前年度(五年度)実績】		
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
		(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。